

I R室運営会議規程

令和6年3月5日
放送大学学園規程第5号

(趣旨)

第1条 I R室規程(令和5年放送大学学園規程第4号。以下「規程」という。)第5条第2項の規定に基づき、I R室運営会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 規程第3条第1項に規定する業務に係る重要な決定に関すること。
- 二 I R室の業務計画に関すること。
- 三 その他I R室の管理運営に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 会議の構成は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 I R室室長
- 二 I R室副室長 2名
- 三 総合戦略企画室長
- 四 その他第4条第1項に定める議長が必要と認めた者 若干名

(議長)

第4条 会議に議長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員をもって充てる。

(委員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(I R検討WG)

第6条 会議は、I R室構成員では対応が困難な事案については、分析手法等に関して検討するI R検討WGを設置することができる。

- 2 I R検討WGの構成員は、関係部課室の長を中心に案件ごとにI R室室長が定める。
- 3 I R検討WGは、必要に応じて、規程第6条に規定するI Rアドバイザリーボードの出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 会議の事務は、I R室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則(令和6年3月5日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。